

戸倉宿キティパークのネーミングライツ・パートナー及び愛称の募集

都市公園「戸倉宿キティパーク」のネーミングライツ・パートナー及び愛称を募集します。ネーミングライツの導入により、安定的な施設の維持管理・運営等を行い、愛称の使用によって市民により一層親しまれる公園を目指します。

- 1 募集施設 戸倉宿キティパーク(千曲市大字戸倉1062番地36)
- 2 施設概要 大型遊具、高さ約8mの天狗像、約500本のサクラ ほか
- 3 募集期間 令和6年7月1日(月)から令和6年8月30日(金)まで
- 4 応募資格 法人・その他の団体(個人事業主等の応募も可能です。)
- 5 命名期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- 6 命名権料 年額65万円以上 ※当該金額未満での応募も可能です。
(希望金額)
- 7 命名条件 愛称には「戸倉宿」の字句を用いてください。
- 8 特 典 市に希望する特典があれば提案してください。

本件に関する問い合わせ先

千曲市建設部 都市計画課 施設係 (課長)山本 (担当者)丸山
電話(代表)026-273-1111(内線 3253) メールアドレス tosikei@city.chikuma.lg.jp

千曲市の都市公園「戸倉宿キティパーク」に 愛称を付けてみませんか？ ネーミングライツ・パートナー募集中！！

ネーミングライツとは

市が所有する施設の名称に、企業名や商品名などの愛称を一定期間付けることができる権利（命名権）です。（ことぶきアリーナ千曲、信州の幸（めぐみ）あんずホール、Re SPA（リスパ）シンコースポーツなど）

なお、科野の里ふれあい公園（千曲市大字屋代130番地1）は、株式会社サン、パワー社 様（長野市小島田町278番地1）とネーミングライツ協定を締結し、令和5年度から「サンパワーふれあい公園」と命名されています！！

ネーミングライツ・パートナーのメリット

市の広報活動やメディアを通した**広告宣伝効果**（例年、サクラの咲き誇る様子が新聞やテレビ番組などで取り上げられ、市内外から多くの来園者が訪れています）や、施設の維持管理を通した**地域貢献**（命名権料は戸倉宿キティパーク維持管理費の一部として使用します）。

募集期間

令和6年7月1日（月）～令和6年8月30日（金）

命名期間

原則5年間

（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

命名権料（希望金額）

年額65万円以上

（上記金額未満での応募も可能です）

※命名権料とは別に施設名称の変更に伴う看板等の表示変更費用をご負担いただきます。

愛称条件

愛称に「**戸倉宿**」の字句を用いてください。

応募資格

法人・その他の団体

特典

市に希望する特典があれば提案してください。



☞ 応募方法等詳しくはWebで！！

千曲市 ネーミングライツ

検索

問合せ先 千曲市役所 建設部 都市計画課 ☎026-273-1111（内線 3253）

都市公園「戸倉宿キティパーク」ネーミングライツ・パートナー及び愛称募集要項

千曲市は、「戸倉宿キティパーク」における命名権者（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）及び愛称を下記のとおり募集します。

1. 募集の目的

市の自主財源（命名権料）を確保し、安定的な施設の維持管理・運営を行うため、ネーミングライツ・パートナーを募集します。

また、施設の知名度や魅力を高め、利用者の満足度向上を図るため愛称を募集します。

2. 募集施設

（１）名 称

戸倉宿キティパーク

（２）所 在 地

長野県千曲市大字戸倉 1062 番地 36

（３）設置目的

都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資するため。

（４）建築年月

平成 6 年 1 月

（５）管理方法

直営にて管理

（６）施設概要

市のホームページをご覧ください。

https://www.city.chikuma.lg.jp/soshiki/toshi_keikaku/kaihatsu_toshikeikaku/11/2118.html

3. 応募条件

（１）応募資格

法人その他の団体であって、別記 1 の条件に該当しない者を対象とします。なお、個人の応募はできません。

（２）愛称

ア ネーミングライツにより付与される愛称は、施設の設置目的や性格にふさわしく、市民の理解が得られるものとし、別記 2 に掲げる内容を含まないものとします。

イ 利用者の混乱を避けるため、命名期間（協定期間）内における愛称の変更はできないこととします。

ウ 愛称は、一般的な呼称として用いられる名称であるため、市の条例で定める施設の名称の改正は行わないこととします。

エ 愛称が定着するまでの間（概ね 1 年）は、必要に応じて市の条例で定める施設の名称を併記することとします。

オ 愛称には「戸倉宿」の字句を用いることとします。

（３）命名期間（協定期間）

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで（5 年間）

(4) 命名権料（希望金額）

年額65万円以上（消費税及び地方消費税を含む）とします。ただし、当該金額未
満での応募も可能です。

(5) 費用負担

ア 市とネーミングライツ・パートナーの費用負担は次のとおりとし、ネーミング
ライツ・パートナーは、命名権料とは別に費用負担することとします。協定期間
満了後の原状回復についても同様の取扱いとします。

区 分	費用負担
敷地内外の看板、標識等の表示変更（※1）	ネーミングライツ・パートナー
市ホームページ、市が発行する印刷物の 表示変更（※2）	市

※1 敷地外の場合は、関係機関等と協議の上、変更可能なものについて行います。

また、看板、標識等の新設については、設置の可否を含めて協議します。

※2 印刷物の表示変更は、協定締結後に作成する分からとします。

4. ネーミングライツ・パートナーへの特典

応募に際し、市に希望する特典があれば提案してください。別途協議させていた
だきます。

5 応募方法

(1) 募集期間

令和6年7月1日（月）から令和6年8月30日（金）まで

(2) 提出書類

- ア 「戸倉宿キティパーク」ネーミングライツ申込書（様式1）
- イ 応募資格に関する誓約書（様式2）
- ウ 社会貢献等に関する調書（様式3）
- エ 会社概要及び直近2か年の決算報告
- オ 定款、規約又はこれらに類する書類
- カ 登記事項証明書（商業登記簿謄本等）
- キ 市税の納税証明書

(3) 提出方法

上記（2）の提出書類各1部を持参又は郵送により提出してください。

ア 持参する場合

募集期間（土曜日、日曜日及び祝日を除く）内の午前8時30分から午後5時15
分までの間に提出先に持参してください。

イ 郵送する場合

郵便書留により募集期間内に郵送先に必着するよう送付してください。

(4) 提出先・郵送先

千曲市役所 建設部都市計画課

〒387-8511 千曲市杭瀬下二丁目1番地

(5) 留意事項

- ア 応募に要する費用は、全額応募者の負担とします。
- イ 必要に応じて提出資料の再提出や追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ウ 提出された書類の返却はしません。
- エ 提出された書類は、ネーミングライツ・パートナー優先候補者の選考に使用するほか、関係機関との協議の際に提示することがあります。

(6) その他

提出された書類は、千曲市情報公開及び個人情報保護に関する条例に基づき公開することがあります。

6. 選定方法

千曲市ネーミングライツ選定委員会において、提案された愛称、命名期間及び命名権料、応募者の経営状況・社会貢献実績等について総合的な審査を行い、ネーミングライツ・パートナー優先候補者を選定します。

7. 協定の締結

市は、ネーミングライツ・パートナー優先候補者とネーミングライツの取得に関して合意に至った時点で協定を締結します。

協定を締結したネーミングライツ・パートナーは、次回の選定の際に優先的に交渉することができます。なお、応募時に準じた資料の提出等を求めることがあります。

8. 協定の解除

(1) 契約の締結

協定締結後、市は、次に該当する場合、協定を解除できることとします。

- ア ネーミングライツ・パートナーが本募集要項3(1)に掲げる応募資格を喪失し、又は喪失することが明らかになった場合
- イ ネーミングライツ・パートナーの社会的信用を損なう行為等により市又は施設のイメージが損なわれ、又は損なわれる恐れがある場合

(2) 費用負担

敷地内外の看板、標識等の表示の原状回復等、協定の解除に伴い発生する費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担することとします。

9. 公表及び普及

(1) ネーミングライツ・パートナーの公表

市は、ネーミングライツ・パートナーが決定した際は、市報千曲や市のホームページ等を通じて、法人等名、愛称、命名期間、命名権料等を公表します。

(2) 愛称の普及

市は、ネーミングライツ導入後、広報印刷物や市のホームページ等において愛称を積極的に使用します。

10. 問い合わせ先

千曲市建設部都市計画課

〒387-8511 千曲市杭瀬下二丁目 1 番地

TEL : 026-273-1111 内線 3253

FAX : 026-273-1517

電子メール : tosikei@city.chikuma.lg.jp

(別記 1)

本募集要項 3 (1) に掲げる応募資格の条件

○ 千曲市ネーミングライツ導入に関する基本指針 (抜粋)

第 6 応募条件

1 応募資格

法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって、以下の条件に該当しない者を対象とします。

- (1) 法令等に違反している者
 - (2) 市税を滞納している者
 - (3) 市から入札参加資格の指名停止を受けている者
 - (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更正手続中の者
 - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で、風俗営業と規定される者
 - (6) 代表者等（役員及び経営に事実上参加している者）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団の構成員等である者
 - (7) 上記のほか、ネーミングライツを取得することが適当でないと認められる者
-

(別記 2)

本募集要項 3 (2) のアに掲げる愛称の内容

○ 千曲市公共物等有料広告掲載取扱要綱 (抜粋)

(掲載できる広告の基準)

第 3 条 掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか掲載する広告として妥当でないと認められるもの